

## 再意見書

平成23年9月20日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう  
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ  
KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

連絡先 TEL:

FAX:

メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2011年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

再意見提出者 KDDI株式会社

## ■総論

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)」に対し提出した当社意見書においても述べたとおり、これまで競争事業者から指摘してきた事項の大半について、総務省による検証結果が「引き続き注視する」となっていること、総務省がNTT東・西に対して要請し報告させたものの、その後の継続的なチェックや次年度の検証結果への反映といった事後の対応を行っていないこと等に鑑みると、公正競争要件の有効性・適正性を確保するための検証の仕組みとしては不十分であると考えられることから、本制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直すことが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>また、今回の改正電気通信事業法においては、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用した排他的なグループ連携といったNTTグループドミナンスへの対応の強化については措置されていません。3年後の包括的な検証に向けて、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を継続的に検証していくことは必須であるため、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入等の更なる法改正等を要望します。</p> <p>競争セーフガード制度等の仕組みを活用し、NTT東・西の報告に基づいて、当該措置の実効性を委員会等の公開された場で毎年検証することが必要であり、NTT東・西の協力が得られず検証ができない場合や、措置が不十分なために実効</p>

		性が確保されない場合には、直ちに法改正を行って義務化すべきと考えます。それでも問題が解決しない場合には、3年後の包括的検証を待つのではなく、直ちにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うべきです。
--	--	---

■1. 指定電気通信設備に関する検証 (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証／イ 指定の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p>【基本的な考え方】</p> <p>しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。</p>	<p>NTT東・西の意見書に「他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築」とありますが、競争事業者は、NTT東・西のように歴史的に継承した顧客基盤を収容して NGN に相当するネットワークを構築することは不可能です。</p> <p>NTT東・西が主張するような、指定の対象外とすることは適当ではないため、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p>
NTT東日本	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p>	<p>情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話網等のIP通信網の指定は適当であると考えます。</p> <p>NGNは、アクセス回線と一体で構築されており、そもそも競争事業者との接続を前提としていないため、競争が後退し、NTTが市場支配力を拡大する結果となっています。現に、NGNと一体で構築されるNTT東・西のFTTHの契約数シェアは74.4%、OABJ-IP電話のシェアは66.7%(平成23年7月時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表平成22年度第4四半期(3月末)」)と非常に高い状況です。</p> <p>そのため、競争を機能させる観点から、指定化は当然であると考えます。</p> <p>線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に、道路占有許可、管路使用や電柱添架承諾等における各種手続き、管路内や電柱上の敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の公平な利用の問題</p>
NTT西日本	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】</p>	

	<p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。</p> <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に留まること。</p> <p>③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは39%程度(平成23年3月末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること</p>	<p>は未だ解決されていません。このため、上記手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。</p> <p>現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、上述の通り、NTT東・西は74.4%と非常に高いシェアを有している状況です。</p> <p>これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であって、事業者間競争は減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えません。</p> <p>NTT西日本は、指定の対象から除外する根拠として、NTT東・西の独占市場である加入電話の数値を抜いた上で自らが全く提供していない050 IP電話の数値を加算したシェアが低いことを挙げていますが、これは正しい評価とは言えません。</p> <p>総務省の「電気通信市場における競争状況の評価」においては、サービス間の代替性を基にして市場画定を行っており、固定電話領域における固定電話市場は、加入電話、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話としている一方で050-IP電話は含まれていません。</p> <p>「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」についても「電気通信市場における競争状況の評価」と同様の市場画定を基に発表されており、指摘された区分でのシェアによる理由付けは適切ではないと考えます。</p>
NTT東日本	【局内装置類及び局内光ファイバ】 メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、	メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック

	<p>以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した 2001 年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、80.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの割合：80.9%（局内光ファイバ総数 325 千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ 263 千芯（2011 年 3 月末）の割合）</p> <p>なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないといわれています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせ独自IP通信網を構築しております。</p> <p>また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせ構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。</p>	<p>性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライキャパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p>
NTT西日本	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <p>イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がな</p>	

	<p>いことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>(中略)</p> <p>局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	
NTT東日本	<p><b>【加入者光ファイバの非指定設備化】</b></p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1／2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきてお</p>	<p>メタル回線であろうと光ファイバ回線であろうと、公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される加入者回線にはボトルネック性があることに加え、NTT東・西は加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあります。これらに起因するNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、加入者光ファイバのシェアが高止まりしていることから、加入者光ファイバについては指定を維持する必要があります。</p>

	<p>り、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に各種手続き、敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の問題は未だ解決されていません。具体的には、道路占有許可手続き、電柱共架・添架承諾手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線（地中化工エリアや屋内配線）の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。</p>
<p>NTT西日本</p>	<p>【加入光ファイバについて】</p> <p>加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。</p> <p>② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 10年間で契約数を1.8倍の 3,396万世帯（平成23年3月末。再送信のみを含む）に増加させていること。<sup>6</sup></p> <p>③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <p>なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されなくても、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバ</p>	<p>諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておらず、NGNも本格的な商用化段階になく、日本のようにNGNが光アクセス回線と一体で構築されている例もないため、ルール整備が必要な状況にないものと考えます。</p> <p>電気通信設備のボトルネック性を判断するにあたり、公社時代から継承された線路敷設基盤の上に構築され、さらに、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、シェアが高止まりしているNTT東・西の加入者光ファイバと、ゼロから敷設をしているCATV回線や高速無線アクセスとを同列に扱うのは適切ではありません。</p>

	<p>の規制は明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。</p> <p>また、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p>	
<p>NTT東日本</p>	<p><b>【FTTHサービスの屋内配線】</b></p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、2010年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p>	<p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において整理されたとおり、NTT東・西の設置する戸建て向け屋内配線は、第一種指定設備に該当するという判断が適当と考えます。</p> <p>加えて、集合住宅向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件に、NTT東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボトルネック設備であり第一種指定電気通信設備として指定化されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建て向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところであり、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的な措置を検討していただきたいと考えます。</p>

NTT西日本	<p>【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <p>本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。</p>	
NTT 東日本	<p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>また、WDM装置については、一昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすることは適当でないと考えます。</p> <p>※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の考え方（平成22年2月19日）</p> <p>「WDM装置については、中継ダークファイバと一体として設置・機能するものであることから、装置類の市場調達性のみから判断するのではなく、中継ダークファイバのボトルネック性と含めて検討することが必要である。</p> <p>また、接続ルール答申においても、接続料や接続条件など貸出しルールの整備を行うことが適当との考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置を指定の対象外とすることは適当ではない。」</p>
NTT西日本	<p>なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。</p>	
NTT東日本	<p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。</p> <p>このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指</p>	<p>「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年3月30日）」で示されているとおり、「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」ため、現行どおりネガティブリスト方式が適当と考えます。</p> <p>【参考：昨年度の総務省の考え方】</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定方法に関し、新たに導入する設備はアクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いと考えられることを踏まえると、指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない状況が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。また、当セーフガ</p>

	<p>定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p>	<p>ード制度において毎年度指定対象設備を検証しているところ、ネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の検証においても特段見受けられない。</p> <p>したがって、NTT東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。</p> <p>■ 端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することについては、昨年度の検証結果において示した考え方のとおりであり、CATV回線や高速無線アクセス回線をボトルネック性の判断を行うことについては、こうした回線で提供されるサービスが利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えないことから適当ではない。</p> <p>したがって、NTT東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定する方法を引き続き維持することが適当である。</p>
NTT西日本	<p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <p>したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</p>	

■1. 指定電気通信設備に関する検証 (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただき</p>	<p>NGNについては、接続を前提として構築されていないため、イーサネットフレーム伝送機能に見られるように高額の網改造料が必要とされ、接続実現の妨げとなっています。公正競争を担保するためには、タイムリーかつ適切なコストでアンバンドルされることが必要です。</p>

	<p>たいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・イーサネットフレーム伝送機能</li> </ul>	
NTT西日本	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <p>フレツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	
NTT東日本	<p>そもそも、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備の接続料をNTT東・西が相対で設定できるようになると、ボトルネック設備に起因する市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能になり、公平性を担保できなくなるため、決して認められるべきではありません。</p>
NTT西日本	<p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えます。</p>	
NTT西日本	<p>光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで8年ないし9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>メディアコンバータやOLT等の局内装置類については、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカッ</p>

<p>イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>パ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p>
--	--

#### ■1. 指定電気通信設備に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
NTT東日本	<p><b>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</b></p> <p>携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっており、1世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。</p> <p>そのような市場環境の中で、2010年3月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。</p> <p>しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示</p>	<p>固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。</p> <p>ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。</p> <p>一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。</p>

	<p>を再三にわたり求めています、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。</p>	
NTT西日本	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</li> </ul>	
ソフトバンクグループ	<p>現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべきであり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。</p> <p>なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者</p>	

	<p>を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EU における市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%～50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。</p>	
<p>イー・アクセス</p>	<p>■二種指定設備制度の見直しの必要性</p> <p>二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証が必要と考えます。</p> <p>そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制（接続約款認可/届出/接続会計等）』を組み合わせることで段階的に規制を適用するなどが考えられます。</p>	
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>①規制対象の拡大</p> <p>現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあります。</p> <p>《事例》 ・自グループ内の携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化  ・自グループ内の利用料金の一括請求化  ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売</p> <p>そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えます。</p> <p>そのため、少なくとも、上位3社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備</p>	

	制度(接続規制・行為規制等)の対象とすることについて検討が必要と考えます。	
NTT東日本	<p><b>【固定電話発携帯電話着通話のユーザ料金】</b></p> <p>当社の加入電話から発信し携帯電話へ着信する通話の料金については、現在、着信側である携帯事業者が料金設定しておりますが、その料金は 3 分 70 円から 120 円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からない状況であり、また、発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高な料金を負担している状況です。</p> <p>当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、或いは、お客様自身が利用する料金を認識できるようにする等について検討していく必要があると考えます。</p>	<p>仮に、加入電話発携帯電話着(L→M)通話の料金設定権が発信側であるNTT東・西に移ると、L→M発信市場におけるNTT東・西のシェアが一気に高まることとなります。その結果、選択中継サービスの競争が損なわれ、ユーザ利便の低下につながりかねないため、現状維持とすべきと考えます。</p> <p>なお、当社は、直加入発携帯電話着の通話と同様に、加入電話発携帯電話着について選択中継サービスを導入し、低廉な料金で提供しているところです。</p>

■1 指定電気通信設備に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証

意見提出者	該当部分	再意見
-------	------	-----

NTT東日本	<p>NTT東西に対しては、以下のとおり、現状でも厳格な規制が課せられており、公正競争条件は十分整備されていると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西にのみ課された現在の第一種指定電気通信設備規制(ボトルネック設備規制)は、光ファイバやIP通信網にアンバンドル義務を課すなど世界でも類を見ない厳しい規制となっていること。</li> <li>・また、事業者の行為及びサービスに関する規制として、禁止行為規制、指定電気通信役務規制(サービス規制)、プライスカップ規制(ユーザ料金規制)が重層的に課されていること。</li> <li>・さらに、NTT法により電話時代からの県等域に閉じた事業領域規制が存在するとともに、いまだに移動体事業分社時の公正競争要件やNTT再編成時の公正競争要件が存続して、自由な事業展開が制約されていること。</li> </ul> <p>こうした中、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、今回の改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備されることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。</p>	<p>競争事業者は、これまでも提出した意見書において、禁止行為に関する具体的な事例を挙げてきましたが、接続情報の目的外利用や特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取り扱い等に関してこれまで実施されてきた検証には、依然不十分な部分が存在します。今回の改正電気通信事業法等によってこれらが改善されることが期待されますが、例えば監督対象子会社から代理店等に再委託される業務の有無のみを報告するのみでは実効性が確保されない懸念があります。</p> <p>総務省においては、改正電気通信事業法による機能分離や子会社との一体経営の検証について、NTT東・西から監督対象子会社とのメールやFAXでのやりとり、さらに再委託先とのやりとりの内容も含めて報告させ、内容等を厳格に検証し、問題があれば改善させるというPDCAサイクルを着実に回していただきたいと考えます。</p>
NTT西日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者情報の取扱いに関しては、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、他事業者情報の適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築しています。</li> <li>・また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の遵守に向け、当社及び地域子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど適切な措置を講じてきております。</li> <li>・一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。</li> <li>・したがって、根拠が明確である指摘に限定した検証とするなど「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に沿った適切な制度運用が必要であると考えます。</li> </ul>	

■ 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクグループ	<p>NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <p>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。) 殿を中心として戦略的に行われている状況です。本件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動体部門の分離並びに NTT 再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。この問題の抜本的な解決のためには、NTT グループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置として、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべきと考えます。</p>	<p>今回の電気通信事業法の改正においては、NTTのグループドミナンスについて措置されておらず不十分と考えます。</p> <p>グループドミナンスや活用業務の届出化によって、NTTグループが独占へと回帰してしまわないためには、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが重要であり、設備の独占性に基づくルールに加えて、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要です。それまでの措置として、直ちに共同ガイドラインを改正し、禁止すべきグループ連携事例を明記すべきです。</p> <p>また、本制度において、NTT東・西自身に事実関係を挙証させた上で、総務省は厳格な検証をすべきと考えます。</p>
ソフトバンクグループ	<p>地域会社と長距離会社の営業業務集約</p> <p>毎年度弊社共が指摘している通り、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿は2006 年に法人サービス提供体制見直し後も、共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)を継続的に行っている状況にあり、NTT 再編時の公正競争要件(八)「長距離会社は、独立した営業部門を設置すること」に反するものと考えます。また、NTT 東西殿が競争事業者と共同営業を行うことは実質的に考えられないことを考慮すれば、本件は NTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省殿においては、本件の公正競争への影響等を十分に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止めるよう NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿に指導して頂くことを強く希望します。</p>	<p>ソフトバンクグループが指摘した事案は、「日本電信電話株式会社の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」の「(九)地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること」に抵触する行為です。</p> <p>上記の指摘事案をはじめ、NTT東・西からNTTコミュニケーションズに法人営業業務を集約する際、NTT東・西の顧客情報も流出され営業活動が行われた事案はないか等も併せて、総務省による踏み込んだ検証を直ちに行うべきと考えます。</p>

■ その他

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクグループ	<p>番号ポータビリティに伴う二重請求</p> <p>番号ポータビリティを行う場合、移転先事業者から移転元事業者に対して、電話サービス切替に関する連絡を行うことで、移転元事業者の電話サービスを解約するルールとなっています。しかし、NTT 東西殿が移転先事業者となるケースにおいて、この手続きが着実に実施されず、ユーザに対して新旧の電話サービスの請求が行われる（以下、「二重請求」という。）トラブルが多数発生している状況にあります。こうした事例は、弊社だけでも年間数十件という規模で発生しており、ユーザからの二重請求に関するクレームも一向に減らない状況にあります。本件について、弊社から NTT 東西殿に対し再三に渡って、適正な事業者間手続きを実施して頂くよう申し入れています。が、いまだに状況は改善されていません。</p> <p>総務省殿においては、本件の実態について詳細な検証を行なって頂き、ユーザに二重請求という不利益が発生している状況を一刻も早く改善するようNTT 東西殿に厳格な指導を行って頂くことを希望します。また、年内に実施される予定の「機能分離」においては、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の同等性を確保することが目的とされているところであり、こうした電話サービス切替を始めとする手続きの同等性が確実に実現されるようルール整備がなされる必要があると考えます。</p>	<p>ソフトバンクグループが指摘した請求トラブルについては、当社においても同様のケースが発生しており、現在、NTT東・西に対し改善を申し入れているところです。</p> <p>現行の番号ポータビリティに関するフローにおいては、NTT東・西のひかり電話から当社サービスへの切替の際、ひかり電話以外のサービスの解約に関する案内をNTT東・西より行っていただくこととなっていますが、その際に得た接続関連情報を目的外に利用し、利用部門からお客様へNTT東・西サービスの営業活動が行われないう防止策を取ることも必要と考えます。</p> <p>今回の改正電気通信事業法による措置である「機能分離」によって、番号ポータビリティの解約関連に関するお客様への案内は、NTT東・西の利用部門が行うこととなりますが、当該情報を目的外利用していないかお客様とのやりとりを録音・保存する等、チェックを可能とすると共に責任の所在等を明確にし、NTT東・西の利用部門と競争事業者の同等性を確保すべきと考えます。</p>